第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

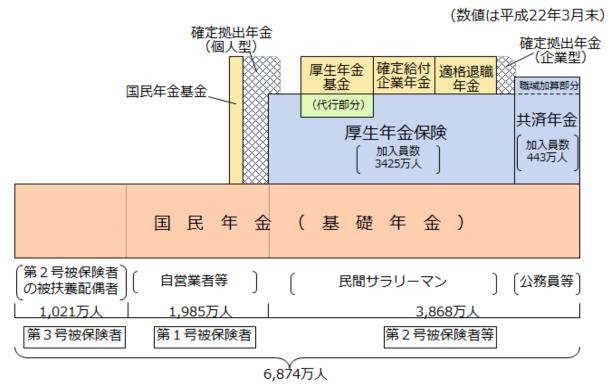
わが国の公的年金の特色の一つは、全国民が職業や所得などにかかわらず公的年金でカバーされる「国民皆年金」の制度を採っていることです。このような体制は昭和36(1961)年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されました。

(2)「2階建て」の制度体系

その後、昭和 61(1986)年の制度改正により、基礎年金制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受けることになります。

<図表2-1>



※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)。

〈図表2-2〉公的年金制度一覧

○国民年金制度

(平成21年度末 (平成22年3月末) 現在)

区 分	分	被保険者数	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (編上げ・編下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ペース [時価ペース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成23年4月)	老齡基礎年金 支給開始年齡	
AND CONTRACTOR CONTRACTOR	Service Commis	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円	No. 1 (1)	円		
第 1 号被保	険 者	1,985				3.9	7.5	[7.5]	4.3 [4.0]	15,020		
第 2 号 被 保	険 者	3,780	2,765	2.45	5.8						65歳	
第 3 号被保	険 者	1,021				100	-	-				
合	計	6,786				50.5			8	59		
(参考) 公的年金加入	者合計	6,874										

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0. 8万人である。

 - 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0. 8 万人である。
 2. 第1 号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数は、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5. 4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金物からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金時価ペースは、旧年金福社事業団から承継した資産に保る関益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ペースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成21年度末 (平成22年3月末) 現在)

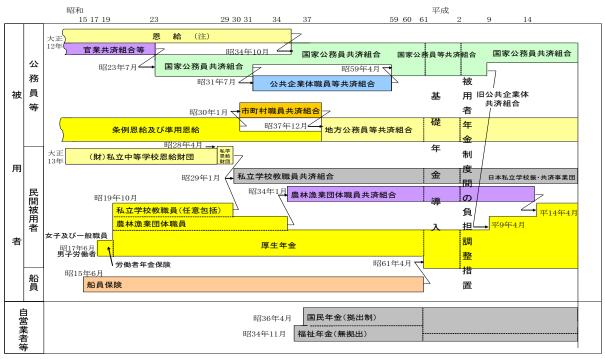
区 分	適用者数①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 <u>①</u> ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)		積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成23年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)
厚生年金保険	万人 3,425	万人 1,385	2.47	万円 16.5	兆円 36.7	兆円 兆円 119.5 [120.8]	4.3 [4.1]	16.058	報酬比例部分
国家公務員共済組合	104	6.8	1.53	21.7	2.0	8.4 [8.3]	6.3 [6.0]	15.508	一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9 [37.6]	10.0 [9.2]	15.508	定額部分 一般男子・共済女子64歳
私立学校教職員共済	4 8	1 1	4.32	21.2	0.4	3.4 [3.4]	9.9 [9.1]	12.938	厚年女子 62歳
合 計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2 [170.1]	5.1 [4.8]		坑内員・船員 59歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定

 - 1. 厚生年金保険の老齢(退職) 年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職) 年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職) 年金平均年金月額は、老齢基隆年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基隆年金を付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16. 696%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金には厚生年金、国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金で連運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積近比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって時う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前生度まに保有する積立金が、実質的な支出を開めて

 - (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

<図表2-3>公的年金制度の沿革



(注)明治8年に海軍退闘令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

〈図表2-4>主な年金制度改正の経緯

図表2-4>王な年金	DJ/文はメエレン小土小井	
	昭和 17(1942)年	労働者年金保険法の発足
	昭和 19(1944)年	厚生年金保険法に改称
制度の創成	昭和 29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和 36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
	昭和 40(1965)年	1万円年金
制度の充実	昭和 44(1969)年	2万円年金
193/2/37/3/	昭和 48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、 標準報酬の再評価等
		NV-T-TIVE/III-S-1-391 IM/CL
	昭和 60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1997)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金
		に統合
高齢化への	平成 12(2000)年	厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改
4.4.r *-		定方法の見直し(賃金スライドから物価スライドへ)、厚
対応		生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ等
	平成 14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成 16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、
		マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の
		引き上げ、有限均衡方式
	平成 21(2009)年	基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

2 公的年金の給付金額

<図表 2 - 5 > 平成 23 (2011) 年度 年金額一覧

[]内は月額換算した額

	平成 23 年 4 月~	4月~				
【国民年金】						
老齢基礎年金	788,900 [65,741]					
障害基礎年金(1級)	986, 100 [82, 175]					
(2級)	788,900 [65,741]					
遺族基礎年金(子1人)	1,015,900 [84,658]					
基本	788,900 [65,741]					
加算	227,000 [18,916]					
旧法 5年年金	407, 900 [33, 991]					
10 年年金	479, 300 [39, 941]					
障害年金(1級)	986, 100 [82, 175]					
(2級)	788, 900 [65, 741]					
母子年金(子 1 人)	1,015,900 [84,658]					
基本	788,900 [65,741]					
母子加算	227,000 [18,916]					
老齢福祉年金	404, 200 [33, 683]					
【厚生年金】						
標準的な年金額※	2, 779, 800 [231, 648]					
旧法 障害年金	788,900 [65,741]					
(最低保障額)	, ,					
旧法 遺族年金	1,507,700 [125,641]					
(2 子・最低保障額)						
基本	788,900 [65,741]					
寡婦加算	264,800 [22,066]					
加算	454,000 [37,833]					

[※] 夫が平均的収入(平均標準報酬 36.0 万円)で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

<図表2-6>近年の物価スライドの経緯

年度(平成)	12年	13年	14年	15年	16 年	17年	18年	19年	20 年	21 年	22 年	23年
全国消費者物												
価指数対前年	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	1.4	△1.4	△0.7	_
比 (%)												
スライド率	0.0	0.0	0.0	400		0.0	400	0.0	0.0	0.0	0.0	△0.4
(%)	0.0	0.0	0.0	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	(※)	0.0	(%)	(%)	(%)

物価スライド特例措置

[・] 平成 23 年度現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている(特例水準の年金額)。

[※] 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その 分だけ引き下げるという仕組み。

公的年金の財政 3

公的年金の収入は、保険料のほかに積立金 の運用収入と国庫負担(税財源)があり、こ れらによって年金給付などの支出を賄ってい ます。

特に、全国民共通の基礎年金については、 毎年度の給付費を国民年金・厚牛年金・共済 年金の各制度が加入者数に応じて公平に負担 する拠出金と国庫負担によって賄う仕組みと なっています。

このような公的年金の財政については、平 成 16 (2004) 年の年金制度改正までは、少 なくとも 5 年に一度行われる財政再計算によ って、長期的な収支を見通した上でその均衡 を図り、必要な給付と負担の見直しを行って

きました。平成 16 年制度改正では、このよ うな従来の財政運営方法をやめて、まず将来 の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対 する国庫負担の引き上げと合わせて、その収 入の範囲内で給付水準を調整し、一定期間 (おおむね 100 年間) において財政の均衡を 図ることとされました。

この新たな仕組みの下では、従来の財政再 計算に代わり、少なくとも5年に一度、社 会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を 踏まえて年金の財政状況を検証し、「財政の現 況および見通し」を作成することとされてい ます (財政検証)。

<図表2-7>公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ

玉 民

〇公的年金加入者数(平成21年度末) 6.874万人

> 国民年金第1号被保険者 国民年金第2号被保険者等

3,868万人 国民年金第3号被保険者 1,021万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第 2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由と する年金給付の受給権を有する者を含む。)。

- ○受給権者数(平成21年度末) 3,703万人(国民の4人に1人)
 - ·基礎年金(40年加入)

月額 65,741円

・厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額) 月額231,648円

(平成23年度)

1,985万人

○高齢者世帯の所得の約7割は公的年金 高齢者世帯の所得(297.0万円)に占める 公的年金・恩給の割合 70.6%(209.8万円)

(平成21年国民生活基礎調査)

保険料

32.1兆円 (国民所得の約8%)

(平成22年度)

国民年金保険料 : 15,020円(23.4~) <最終>16,900円(29.4~、16年度価格)

厚生年金保険料率: 16.058%(22.9~) <最終>18.3%(29.9~)

年 金 給 付

51.4兆円 (公的年金の給付費)

(平成22年度)

cf. 国の一般歳出 (平成22年度当初予算) 53.5兆円

年金制度

国民年金 厚牛 年 金 共 済 年 金

厚生年金、国民年金の 年金積立金資産額 (平成21年度末)

128.3兆円(時価ベース)



国等

年金への国庫等負担 (平成22年度) 11.2兆円

※平成 21 年度より基礎年金国庫負担割合を 1/2 に引上げ